

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年6月13日
【発行者名】	阪急リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 山川 峯夫
【本店の所在の場所】	大阪市北区茶屋町19番19号
【事務連絡者氏名】	阪急リート投信株式会社 取締役業務部長 弥谷 忠二郎
【電話番号】	06-6376-6821
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券に係る投資法人の名称】	阪急リート投資法人
【届出の対象とした募集（売出）内国 投資証券の形態及び金額】	形態：投資証券 発行価額の総額：一般募集 20,644,800,000円 売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 1,338,600,000円 (注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを 行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集 を行うため、一般募集における発行価格の総額 (21,417,600,000円) は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行す る上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必 要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に 規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証 券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証券 取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成19年5月30日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成19年6月13日開催の役員会において、発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正箇所及び訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(3) 発行数

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(8) 申込期間

(11) 払込期日

(13) 手取金の使途

(14) その他

① 引受け等の概要

② 申込みの方法等

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(3) 売出数

(4) 売出価額の総額

(5) 売出価格

(8) 申込期間

(11) 受渡期日

第3 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

_____の部分は訂正箇所を示します。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(3)【発行数】

<訂正前>

16,000口

(注) 本「1 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集と同時に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主から1,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

<訂正後>

16,000口

(注) 本「1 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集と同時に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券1,000口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

（後略）

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

20,000,000,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

20,644,800,000円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

(5)【発行価格】

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格決定日（下記（注2）に定義されます。）における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90~1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。

(注2) 上記（注1）に記載の仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成19年6月13日（水）から平成19年6月15日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）を決定します。

(注3) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

<訂正後>

1口当たり1,338,600円

(注) 後記「(14) その他 ① 引受け等の概要」に記載の通り、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注1) 及び(注2)の全文削除並びに(注3)の番号削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年6月18日(月)から平成19年6月20日(水)まで

(注) 申込期間については、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。

なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年6月11日(月)から平成19年6月15日(金)までを予定していますが、実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成19年6月13日(水)から平成19年6月15日(金)までを予定しています。したがって、申込期間が最も繰り上がった場合には、「平成19年6月14日(木)から平成19年6月18日(月)まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成19年6月14日(木)から平成19年6月18日(月)まで

(注)の全文削除

(11) 【払込期日】

<訂正前>

平成19年6月25日(月)

(注) 払込期日については、上記の通り内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。

なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成19年6月11日(月)から平成19年6月15日(金)までを予定していますが、実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成19年6月13日(水)から平成19年6月15日(金)までを予定しています。したがって、払込期日が最も繰り上がった場合には、「平成19年6月21日(木)」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成19年6月21日(木)

(注)の全文削除

(13) 【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における本投資法人の手取金(20,000,000,000円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金(上限1,250,000,000円)と併せて、全額をNU chayamachiの取得資金として平成19年3月14日に借り入れた短期借入金20,000,000,000円をはじめとする短期借入金の返済等に充当します。

(注1) 上記の第三者割当については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

(注2) 上記の手取金は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

(注3) NU chayamachiについては、「第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第4期以降取得資産及び取得予定資産の概要」をご参照下さい。

<訂正後>

一般募集における本投資法人の手取金（20,644,800,000円）については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金（上限1,290,300,000円）と併せて、全額をNU chayamachiの取得資金として平成19年3月14日に借り入れた短期借入金20,000,000,000円をはじめとする短期借入金の返済等に充当します。

（注1）上記の第三者割当については、後記「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

（注2）NU chayamachiについては、「第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 第4期以降取得済資産及び取得予定資産の概要」をご参照下さい。

（注2）の全文削除及び（注3）の番号変更

(14) 【その他】

① 引受け等の概要

<訂正前>

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される予定の発行価額にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	
合計		16,000口

（注1）引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

（注2）本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している阪急リート投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結する予定です。引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として一般募集に関する事務を行います。

（注3）上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

（注4）以下、野村證券株式会社及びみずほ証券株式会社を併せて「共同主幹会社」といいます。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、平成19年6月13日（水）（以下「発行価格決定日」といいます。）に決定された発行価額（1口当たり1,290,300円）にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1口当たり1,338,600円）で募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、発行価格と発行価額との差額（1口当たり48,300円）の総額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	<u>6,320口</u>
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	<u>6,160口</u>
三菱UFJ証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	<u>1,440口</u>
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号	<u>1,120口</u>
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目2番20号	<u>480口</u>
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目4番1号	<u>480口</u>
合計		16,000口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している阪急リート投信株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として一般募集に関する事務を行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

(注3) 以下、野村証券株式会社及びみずほ証券株式会社を併せて「共同主幹事会社」といいます。

(注1)の全文削除並びに(注2)、(注3)及び(注4)の番号変更

② 申込みの方法等

<訂正前>

(前略)

(二) 一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、払込期日の翌営業日です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(二) 一般募集の対象となる本投資証券の受渡期日は、平成19年6月22日（金）です。

(後略)

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3) 【売出数】

<訂正前>

1,000口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集と同時に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主から1,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

(後略)

<訂正後>

1,000口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集と同時に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券1,000口の売出しです。

(後略)

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

1,290,000,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

1,338,600,000円

(注)の全文削除

(5) 【売出価格】

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1 募集内国投資証券 (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

1口当たり1,338,600円

(注)の全文削除

(8) 【申込期間】

<訂正前>

平成19年6月18日(月)から平成19年6月20日(水)まで

(注) 申込期間については、前記「1 募集内国投資証券 (8) 申込期間」に記載の申込期間と同一とします。

<訂正後>

平成19年6月14日(木)から平成19年6月18日(月)まで

(注)の全文削除

(11) 【受渡期日】

<訂正前>

平成19年6月26日（火）

（注）受渡期日については、前記「1 募集内国投資証券（11）払込期日」に記載の払込期日の翌営業日と
します。

<訂正後>

平成19年6月22日（金）

（注）の全文削除

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

- (1) 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集と同時に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主から1,000口を上限として借り入れる本投資証券の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。 オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,000口を予定していますが、当該売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返却に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は、平成19年5月30日（水）開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日を払込期日（以下「本件第三者割当の払込期日」といいます。）として行うことを決議しています。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返却を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

<訂正後>

- (1) 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集と同時に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券1,000口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返却に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は、平成19年5月30日（水）開催の本投資法人役員会において、野村証券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口1,000口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を決議しており、その払込期日は平成19年7月20日（金）です。

また、野村証券株式会社は、平成19年6月19日（火）から平成19年7月12日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資証券の返却を目的として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。

（後略）